

令和8年 富士見町 告示

第 91 号

富士見町木造住宅及び避難施設耐震診断事業実施要綱をここに公布する。

令和8年8月12日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町木造住宅及び避難施設耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の所有者及び避難施設の所有者が建築物の耐震診断を実施するにあたり、長野県木造住宅耐震診断士を派遣し耐震診断を行い、地震に対する建築物の安全性について意識の啓発を図り、必要に応じて耐震強度の実施を促進し、もって地震による住宅及び避難施設の倒壊被害を防止することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- イ 木造在来工法の住宅
- ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(2) 避難施設 次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された建築物
- イ 町長が指定した避難施設で、国、県及び町の所有する建築物以外の避難施設

(3) 長野県木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。) 知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(4) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 総合評点 精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

(診断士の派遣)

第3条 町長は、既存木造住宅の所有者で、精密耐震診断を希望し、富士見町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成15年告示第62号)に基づき耐震性能を向上させるための耐震改修工事又は除却工事を実施する者に、診断士を無料で派遣する。

2 町長は、避難施設の所有者で精密耐震診断を希望する者に、診断士を無料で派遣する。

(派遣の申請)

第4条 精密耐震診断を希望する者は、別に定める精密耐震診断意向確認票を、町長に提出

しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の確認票を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、診断士派遣可否決定通知書(別記様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第6条 診断士の派遣決定を受けた者(以下「派遣決定者」という。)は、事情により耐震診断を中止、又は取りやめるときは、速やかに、町長にその旨を報告しなければならない。

(派遣の取消し)

第7条 町長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により診断士の決定を受けたとき。

(2) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(費用の弁償)

第8条 町長は、前条の規定により診断士の派遣を取消した場合において、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定め、派遣決定者に対し、診断士の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁済を請求することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

別記様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

富士見町長

診断士派遣可否決定通知書

年 月 日付で提出のあつた精密耐震診断意向確認票の内容を審査した結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

診断士派遣の可否

可（派遣する）

派遣する長野県木造住宅耐震診断士

登 録 番 号

氏 名

T E L

時 期

～

▼詳しい日時につきましては、派遣する診断士より電話にてご相談いたしますので、診断当日は立会いをお願いします。尚、診断士は長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された、建築士の資格をもつ者です。お宅へお伺いの際は、登録証の提示を求め、身分の確認をして下さい。

▼診断の結果につきましては、報告があり次第ご通知申し上げます。

※ ただし、虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣決定を受けたとき又はその他町長が不適当と認める事由が生じたときは、診断士の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

否（派遣しない）

※ 理 由